

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

東京都では 2025年7月1日以降も 常時閉鎖式防火扉は 特定建築物調査の対象です

国土交通省の告示改正により、
2025年7月1日から定期報告制度の調査・検査内容が見直されます。

① 定期調査・検査報告項目の
重複の解消や合理化が行われ
ました。

② 赤外線装置・可視カメラ・
センサー等の新技術による
調査・検査が可能となりました。

東京都では、
常時閉鎖式防火扉を引き続き、特定建築物定期報告の調査対象とし、
防火設備定期報告では検査を要しないことや、
東京都建築安全条例の改正に伴う調査項目の見直しなど、
東京都独自の改正を行っています。
詳細はホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 建築安全担当
TEL : 03-5388-3344

